

総量削減義務と排出量取引制度における自動車排出量算定ガイドライン 改正概要（2024（令和6）年9月）

- 2. 自動車の利用に係る温室効果ガス排出量の算定
 - 事業所で保有する自動車の燃料等使用量については、「自動車点検表」に車種別の燃料等使用量を記載することで算定し、地球温暖化対策計画書と併せて都に必ず提出することを明記
 - 自動車点検表（様式）の簡略化
 - 他者の自動車を利用することに伴い排出される温室効果ガス排出量について算定した場合は、地球温暖化対策計画書へその取組状況を記載するか、車種・輸送トンキロ等を記載した内訳書を作成し、地球温暖化対策計画書と併せて東京都に提出するどちらかの方法が選択できることを明記
- 内訳書の作成
 - 地球温暖化対策計画書への転記及び提出方法を明記
- 第3計画期間から第4計画期間へ時点修正
- その他軽微な修正